

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第6回(定例会)

署名人

喜久里美也子

委員長

添石幸伸

開催日時 平成26年6月24日(火)

開会 午前10時00分

閉会 午後12時43分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

(7は非公開)

- 1 議案第14号 那覇市就学指導委員会委員の委嘱について 【学校教育課】
- 2 議案第15号 那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び解嘱について 【学校給食課】
- 3 請願等第1号 那覇市立城西小学校体育館・幼稚園園舎建替えに対する陳情について 【施設課】
- 4 請願等第2号 那覇市立城西小学校不適箇所の改善・改修に関する陳情について 【施設課】
- 5 議案第16号 那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について 【総務課】
- 6 報 告 1 平成26年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について 【総務課】
- 7 報 告 2 教育長が臨時代理したことについて 【学校教育課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部长

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、末吉正幸副参事、伊禮道子主査、田盛善宏主査

(施設課) 眞喜屋勇課長、當間弘副参事、神元賢治主幹

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部长

(学校教育課) 渡辺英二課長、大城義智副参事、儀間実子指導主事

(学校給食課) 仲程直毅課長、奥浜隼人主任主事

(学校給食センター) 手登根朗所長、親川修小祿給食センター副所長

【こどもみらい部】本部栄治副部長

(こども政策課) 諸見里律子副参事、惣慶敦子主幹

傍聴人 3名

会議録作成(総務課) 赤嶺明日香主査

添石委員長　　これより平成26年度第6回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。それでは、議案第14号の「那覇市就学指導委員会委員の委嘱について」の説明をお願いいたします。

田端部長　　提案理由説明

渡辺課長　　資料説明

添石委員長　　それではご意見、ご質問ございましたらよろしくをお願いいたします。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長　　解嘱の平良さん、定年退職とあるのですが、定年退職した日はいつなんですか。

儀間指導主事　　昨年度の3月31日になります。

渡慶次教育長　　解嘱の発令が6月25日ですけど、定年退職をした後から6月25日迄は委員であったということですか。

儀間指導主事　　そういうことになります。

渡慶次教育長　　理由として、定年退職により解嘱となると、定年退職したその日からということになりますかね。

渡辺課長　　理由を一身上の都合ということで変更させていただいてよろしいでしょうか。

添石委員長　　整理しますと退職後も身分を失う訳ではない。委員としては存続していると。

渡辺課長　　退職がその理由にはならないということです。この理由を一身上の都合により辞退ということで変更をさせていただいてよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

渡辺課長　　ありがとうございます。

添石委員長　　はい、神村委員。

神村委員　　再任ができるということですけども、この再任についても何回という明記はないのですが、年齢制限とかありますか。無いですよね。

儀間指導主事　　はい。

添石委員長　　神村委員、よろしいですか。

神村委員　　はい。ありがとうございます。

添石委員長　　はい、喜久里委員。

喜久里委員　　規則の第3条に「その他教育委員会が適当と認める者」とありますが、現委員の名簿を見たら特にその他というのは無いようにお見受けするのですが、例えば当事者に近い方が入ることもあるのでしょうか。今回の事ではなくて、こういうこともあり得ますかということでお答えいただきたいと思います。要は、その他というのは、どういうことを示しますかということをお尋ねしたいと思います。

儀間指導主事　　例えば昨年度の方が、療育センターの臨床心理士をなさっていた方、そういった方がおりました。

添石委員長　　今回、この場での議案対象ではないのでよろしければ後で、実績を調べて頂いて

ご報告いただければと思います。それでは議案に戻りますけれども、今回の委嘱お二人の方と解嘱のお二人の方に関して、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それではご意見、ご質問が出尽くしたようですので、議案第14号「那覇市就学指導委員会委員の委嘱について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは第14号議案は原案どおり決定いたしました。それでは続きまして議案第15号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び解嘱について」の説明をお願いいたします。

田端部長

提案理由説明

仲程課長

資料説明

添石委員長

それでは本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。はい、神村委員。

神村委員

ほとんどのセンターが校長も入ってPTA会長も入っている形になっておりますけれども、今回、城岳と安謝はPTA会長のみになっていますね。この違いが少しわからないのですが、校長が入らない形と校長が入っている形。

仲程課長

説明が不十分でございました。任用期間についてですが、校長先生につきましては当該学校の在任期間、充て職ということで在任期間中は委員会の委員になります。それからPTA関係者につきましては2年間ということで、基本的には2年間で入れ替えるか、あるいは再任ということになります。ですから校長先生については出てこないという事も有り得るということでもあります。

神村委員

人事異動が無いということですか。わかりました。

仲程課長

はい、今回のものについては、新たなものということです。

添石委員長

よろしいでしょうか。ほかはいかがですか。はい、饒波委員。

饒波委員

2ページの銘苺センターの解嘱で銘苺小校長として初鹿野校長が入っていて、先ほどの就学指導委員会の案件では金城小学校で入っていたのですが、これはどういふことでしょうか。

仲程課長

失礼しました。解嘱の部の初鹿野校長は以前銘苺小で、今は金城小に移っております。

饒波委員

わかりました。

添石委員長

よろしいですか、ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

全 員

はい

添石委員長

それでは議案第15号の「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び解嘱について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員  
添石委員長

異議なし

それでは本件は原案どおり決定いたしました。続きまして、次の請願等第1号の「那覇市立城西小学校体育館・幼稚園園舎建替えに対する陳情について」及び請願等第2号「那覇市立城西小学校不適箇所の改善・改修に関する陳情について」は関連しますので一括して審議を行いたいと思います。

伊良皆部長

請願等第1号と請願等第2号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。まず請願等第1号でございますが、「那覇市立城西小学校体育館・幼稚園園舎建替えに対する陳情について」別紙のとおり陳情書を受理したためこれを提出する、平成26年6月24日委員長 添石幸伸。提案理由でございますけれども、那覇市教育委員会会議規則第20条第1項に基づく陳情書を受理したため、同条第2項に基づきこれを提出するものであります。同じく請願等第2号「那覇市立城西小学校不適箇所の改善・改修に関する陳情について」別紙のとおり陳情書を受理したためこれを提出する、平成26年6月24日 委員長 添石幸伸。提案理由でございますが、那覇市教育委員会会議規則第20条第1項に基づく陳情書を受理したため、同条第2項に基づきこれを提出するものであります。この陳情でございますけれども、内容等につきましては陳情者の方から、本会において陳述の申し出がございます。

添石委員長

それでは今、伊良皆部長から話がありましたとおり、本陳情の件につきましては陳述を希望する旨の申し出がございます。陳述時間につきましては会議規則第20条第3項におきまして、委員長の許可する範囲内と定めてありますので、1件当たり5分以内で認めることといたします。よろしいでしょうか。

全 員  
添石委員長

異議なし

それでは陳述の前に確認をさせていただきたいと思います。知念ウシさんでよろしいですね。

知念ウシ氏

はい。

添石委員長

陳情書の提出時には那覇市立城西小学校のPTA会長ということでしたが、現在は会長を降りられているということでよろしいでしょうか。

知念ウシ氏

はい。

添石委員長

それではこれから陳情内容を述べて頂きますが1件当たり5分以内でお願いいたします。こちらのほうにタイマーがございますので適宜、確認をして進めて頂きたいと思います。それでは請願等第1号「那覇市立城西小学校体育館・幼稚園園舎建替えに対する陳情について」及び請願等第2号「那覇市立城西小学校不適箇所の改善・改修に関する陳情について」の陳述をお願いいたします。

知念ウシ氏

皆さん、おはようございます。今日は、この時間を与えて頂きましてありがとうございます。陳情時には会長でしたが現在は会長を降りました。ですが本件に関

しましては、現会長の前田より委任を受けて私が陳述いたします。今日は、内容は皆さんよくご存じだというふうに伺って来ましたので、私達が、なぜこのような陳情するに至ったかということの話ができたと思います。2件とも関連しますので、まとめて10分頂きたいと思います。2年前の7月頃に幼稚園と体育館の建て直しがあるというふうに私達は聞きました。その時にも是非、保護者の意見を反映させてほしいということで、設計とか計画に関わらせてほしいという事は、その時からずっと校長先生に申し上げてきました。それから、別段連絡がなく去年の12月、校長先生から設計士さんが決まりましたと、今の校舎を作った原さんという方になりましたと聞いて、私達は正直に申し上げると、とてもびっくりしました。今年の1月に入りまして施設課の皆さんが学校の運営委員会という、学校のPTA関係者が一番多く集まる会にいらして下さって、そこで説明をして下さいました。その内容を保護者でテープ起しをして全保護者に配布しました。それを基に、この建替えに関しての要望を保護者のアンケートを集めました。それを基にこちらから絞って施設課のほうに提出しました。これに対して、また3月に学校に来て下さいまして回答をしていただきました。その時に原設計士さんもいらして下さいまして直接お話しすることができました。4月にその時の補足説明として4月の初め2日でしたか、施設課の方が来て下さって補足説明をしていただきました。その後私達は、私達の要望というものを、ハッキリさせたほうが良いのではないかと思います陳情することを考えました。最初は建替えられる体育館・幼稚園に関しての私達の要望をハッキリさせようという事だったのですが、それは今の校舎に対する不満とかが届いてなかったという事もありましたので、その現在の問題点も踏まえた上での要望なので、現在の校舎も改築のお願いをしようという事で陳情を別にしようという事になり、今回のような2つの陳情という事になりました。この陳情書を作るとかアンケートをすとかテープ起こしをすとか、それと署名も集めました。4000人余り集まりました。こういうのは本当に、私達は素人というか、やったことが本当はないので、普通のPTA活動をこれまでやってきたので陳情書を書くとかいうのも、どうしていいかわからない。いろいろところでネットとか那覇市のホームページを見て、学んだりしてやりました。テープ起こしも、2時間の会議をテープ起こしするのに15時間位かかるんです。ですので合計30時間位かかっているんです。あるいはもっとかかっています。それは本当にみんなで分担してやったのですが、皆さんテープ起こしをなさっている方は良くわかると思いますけれど、吐き気がするくらい大変な作業なんです。署名集めも一人一人のまた保護者とか地域の皆さんにお願いして話をしてやるんですね。それは本当に楽なことではありませんでした。何故こんな大変なことをしたのかということなんです。それはやはり、この

今の校舎ができてから29年間、私達はずっと不安とか不満、校舎が暗い、滑る、滑って転んで頭を打つとか怪我をすることも多かったです。タイルが黒いのでこういう梅雨時になると本当に真っ暗で、朝早く登校した子供が怖がるといった校舎があったり、視力が低下するのではないかという噂は常にあるんです。不安がとともあります。夏は暑く、本当に蒸し風呂のような暑さです、冬は北風が入ってとても寒いです。台風の後には、落葉が一面に入っていて外と中の区別が無い。面白い設計ではあるんですけど、芸術としては、挑戦的な面白い設計になるかもしれませんが、子供達が安心して、安全に暮らせる、育つ空間としては、非常に私達保護者の不満は29年間分募ってきたんですね。PTAでも、その度に話が出て私達は声をあげてきたつもりだったんですが届いていなかったというのが実際の所でした。どうして同じ人なのか、というのが正直なところありました。「今度、体育館と幼稚園の校舎が建て直しされるよ」という話を聞くと、「また同じ設計士なんだって」というと、「ああ良かったね、楽しみだね」という声は残念ながらひとつも聞いたことがありませんでした。「どうして」という声が本当に圧倒的だったんです。それだけ問題がある校舎を作った方が、また同じ校舎を作ると、また同じように私達は悩んで苦しみ、PTAでお金を出して改築するということが続くのかと思ったんです。ここは直してほしいと声をあげても設計士の作品だから手を加えることができないというふうに言われたりしてきました。それが本当だったかどうかわからないんですけど、私達はそういうふうに聞かされて、何とか自分たちPTA費で修繕をするという事も繰り返してきたんです。原設計士さんにお会いした時にも、この様なことを私たちは話しましたが、原さんは、「そういうことはまったく聞いてない、僕は全国で沢山校舎を作ってきたけれど皆喜んでますよ。どうして貴方達はこんな不満をいうのですか」、というふうに言われて、このコミュニケーションが取れていなかったという事に愕然とした思いでした。ですので、やっぱりこれだけちゃんと陳情という形で正式に声をあげなければいけないんだという事を決意したんです。そしてこれは私達一部の保護者だけではなくて、私達は子供達が卒業していきますけれど、それでも自分の子供達が直接利益を得るものでも無いにもかかわらず、ここまで難儀をしてやるのを決めたかと言うと、これまでの思いが沢山積もりに積もっていた事、みんな地域に住んでいる人間なので自分の孫も新しい校舎に入っていくでしょう。校舎というのはこれから50年、60年耐久性を持たせる作りになるというふうに聞いていますので、私達の孫が使うかも知れない所です。「どうしてその時わかっていたのに声を上げなかったの」、と自分の孫に聞かれた時に、恥ずかしいと思わないで声をあげるだけあげようというふうに決意しました。そしてそう思っている方が地域の先輩方、そして卒業生、城西小学校の卒業生で今大

人になった人、那覇市役所にも働いていると思います。教育委員会でも働いていると思いますが、そういう人達、またお爺さんお婆さんになって、子どもを地域で育てようと手伝ってくださっている方、皆さんが本当に署名を持って行ったらすぐ一つ返事で「そうだそうだ」と言って署名に答えてくださいました。なので、短い間にあっという間に4000人の署名、首里地区を中心に集まりました。ですので、私達は日に日に、これはただ自分達の思いだけではなくて過去29年分、そして将来50年にわたる保護者を代表して今、私達は動いているんだという、ちょっと重たいんですけど責任感とか使命感とか、そういうのを持って、ここまでやって来ました。今、施設課の方がとても頑張ってください学校に何度も来てくださって、本当に現状を変えようとして努力してくださっている事を、私達は毎日とても嬉しく頼もしく思っております。ですので、本当に現校舎をまず着実に改善して頂きたいです。時間をかけないで迅速に、そしてそれを踏まえて体育館、幼稚園、良いものを作っていただきたいです。そして今後、本体の校舎がまた建替えがあると思いますが、その時にはどうか同じ間違いをしないで、これは本当に那覇市民の税金で作っている校舎でもあるので、何度も改修するとか余計なお金をかけないように、できたらというか是非、沖縄の気候・風土、それからいろいろな建築の知恵を蓄積している県内の設計士さんに、いろいろなコミュニケーションも取りやすい県内の設計士さんをお願いしてほしいというのが保護者の大きな願いです、みんな口々にそう言っています。市民の税金で作る校舎なのだから、やはり沖縄にお金がちゃんと還流できるようなそういう設計とか建築とか、経済の仕組みをどうしてもそうやってほしいという、これはみんな本当に同じことを言います。そしてこれは子供達のために、外見が素晴らしいのはとても良いことです。美しいものを見て育つ、とても良いことです。そして中身も子供達が安心して安全に育っていく良い環境で是非そういう校舎を作っていただきたいと思っています。本当に先ほど言いましたが、自分の子供はもう卒業しますけれども、今後、前後70年の保護者、今私達が言わないと、このチャンスを生かして言わないといけないと思ってこの場にいます。どうぞよろしく願いいたします。10分経ちました。

添石委員長

はい、知念さん本当にありがとうございました。それでは、まず先に今の知念さんのお話いただいた事に関して、もし確認したいことがありましたら委員の皆さんどうぞお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員

今のお話で、原設計士さんと実際にお話をされたというのは1回ですね。原さんがおっしゃるには初めてなんですよ、原さんとしては初めて聞いたということなんですけれども、印象で結構ですから、聞いた後に、原さんがそれを取り入れてやって下さるかなとか印象は、どういう印象だったか教えて頂ければ。



知念ウシ氏 率直なところは、自分はプロフェッショナルなので保護者の意見に心広く耳は傾けるけれども自分が決めますというふうにおっしゃっていたので、後はトイレの建具、ドアが壊れているとか、そういう状況が学校全体を暗くしているのではないかとか、タイルの黒は自分の基本であって、どこでも黒ですとかいう感じだったので、あまり良いコミュニケーションが、あの場ではとれたとは言えなかった。その後、これが今こんなふうの問題になっているっていう事がちゃんと伝わってれば私達の声が届いていて、それを踏まえて子どもたちのために良い設計に変えていただけたらと期待はしているのですが、あの場ではちょっとあんまり良い感じは残念ながらありませんでした。

饒波委員 そうすると、このまま行けばまた同じだなという印象を持ったという事ですね。

知念ウシ氏 そうですね、なので陳情に至りました。

添石委員長 ほかはいかがですか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 その4000人の署名は期間的にはどのくらいの期間で集まりましたか。

知念ウシ氏 ゴールデンウィークが、だいたい終わってから集まって、5月の23日、5月の末迄ですね。

渡慶次教育長 手法としては直接お話をして、直接署名をしてもらったという事ですよ。先ほどのお話の続きになると思いますけれども、我々もやはり使う側は子供達ですよ。先生方、使う側がどういうふうな形をとっていただきたいという事を設計士に伝えて当たり前な話だと思うんです。こういう形を要望しますと。我々の要望を設計士に伝えて、その要望に沿って図面は作られていくものだと。個人の家を作る場合もそうですよね、そういうような気持ちで我々も設計士に伝えていくところはちゃんと伝えて、保護者と先生方、子供達に確認しながら積み上げていくという手法を今回とらないと、ずっと禍根を残すとおっしゃっていますので、今回については当然、教育委員会としてもそれから施設課としてもそれを一つ一つ確認しながら前に進めていかなければいけないという思いは一緒ですので、今後も連携を密にしながらやっていただきたいなと思います。

知念ウシ氏 はい、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

添石委員長 ほかはいかがですか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 本当に資料を読ませていただいて、やりとりも大変心痛くまた皆様の孫のためにもという気持ちが伝わりながら受け止めました。先日、私達も現場を見たいという事で拝見しました。本当に良いお天気ではあったのですが、建付けの悪い所など見て、子供のために何ができるのかというのを皆でまた持ち帰って話したりしました。教育長がおっしゃるように、今後はこれに沿って行けたらと思っております。

添石委員長 よろしいでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 確認ですけれども、陳情1が体育館と幼稚園の園舎建替えは、県内の設計士にやってくれという事でよろしいですか。それと陳情2は12項目の要望がありましたが、これを全部実現させてくれという事ですか。

知念ウシ氏 はい、そうです。本当はもっといろいろあるのですが、優先事項としてあげたので、できたら全部お願いしたいです。

饒波委員 全部、わかりました。確認でした。

知念ウシ氏 はい、ありがとうございます。

添石委員長 よろしいでしょうか。それでは知念さん、やはり直接お話を聞くことができ、非常に良かったと思います。

知念ウシ氏 ありがとうございます。

添石委員長 それでは一旦、席のほうにお戻りいただきたいと思います。ありがとうございます。

知念ウシ氏 よろしく願いいたします。

添石委員長 それでは、今、知念さんから話がありましたが、請願等第1号及び請願等第2号について審議をしていく前に、本件につきまして参考のために施設課の方から説明をお願いいたします。

眞喜屋課長 はい、請願等第1号からご説明をいたしたいと思います。請願等第1号「那覇市立城西小学校体育館・幼稚園園舎建替えに対する陳情」について、項目が1番から8番迄ございます。1番から順序よくご説明したいと思います。まず1番、「今回の建替えの設計士起用の理由・経緯が不明のため、契約内容を開示し説明してください」という事です。ご説明いたします。本市では昭和60年に都市景観条例が制定され、翌年、都市景観基本計画を策定しております。特に首里地区につきましては、琉球王朝時代の歴史的環境を基盤とする歴史エリアと位置づけ、首里の個性を活かした魅力的な歴史的景観形成を推進してまいりました。その先駆けとして、城西小学校は首里城を中心とする城下町と集落のイメージで、昭和60年から校舎の全面的な改築事業に着手し、当初の設計段階で意匠計画・配置計画などの基本計画が構築されております。今回の体育館・幼稚園園舎整備についても、その基本計画のコンセプトを継承し進める観点から、学校施設整備の施工計画を含めた全面的な改築計画・設計に携わり、設計意図を熟知した設計者による一貫した学校施設整備を行う必要があると判断し、随意契約を行ったものでございます。続きまして2番目、「今回の建替えが入札や総合評価方式による設計、施工なのか不明のため、その経緯・理由を説明して下さい」。設計につきましては1番の理由により、既存校舎の設計者である、株式会社原広司アトリエ・ファイ建築研究所と随意契約による業務委託契約を締結しており、施工については、競争入札による工事請負契約を締結する予定でございます。続きまして3番

目、「現体育館の天井にアスベストが使用されているのではないかと不安の声が上がっています。アスベストによる健康被害を事前に防ぐため、アスベストの使用の有無を含め、児童の安全を図る解体作業計画とその詳細について説明してください」。既存図面及び現地確認調査の結果、アスベストを含有する恐れのある建材については、アスベスト含有分析調査を実施しております。その結果、体育館で1種類、幼稚園で2種類の建材について、非飛散性アスベストを含有することが確認されております。当該建材の除去に際しては、関係法令等に基づき万全な措置をとり、労働衛生や周辺環境の安全を確保するとともに児童・園児の安全性及び学習環境への影響に配慮し、夏休み期間を活用して実施する予定でございます。次に4番目、安全面において「(1)現在の校舎に使われているタイルが、湿気を含むと滑りやすいため、タイルを使う場合は滑り止め加工がされたタイルにしてください」。昇降口やトイレなどタイルを使用する場合は、今後防滑仕様といたします。次に「(2)屋上(体育館・幼稚園園舎)模型において、屋上の手すりの形状は児童が足をかけて登りやすいものでした。児童が屋上で活動する際の転落を防止するため、手すりなどは縦柵のものを採用してください。そして児童が手をかけて登ることができない2メートル以上の高さにしてください」。児童・園児が活動する屋上等の手すりについては、児童・園児の安全面を第一に、費用面や管理面等を総合的に勘案し形状、構造、寸法等を検討いたしてまいります。次に「(3)幼稚園教室の設計図において、教室の壁がR状になっています。園児の指導において壁に机や椅子など寄せて教室を使用することが多々あります。しかし壁がR状であると壁と机、椅子などの間に隙間ができ、教室が効率的に利用できなくなる恐れがあります。また、その隙間に園児が入り込む危険もあります。よって、壁は直線で、四角形の教室にしてください」。保育室の壁の形状については、幼稚園の先生方の意見も聴取しながら、利便性、機能性、安全性等を損ねない教室づくりを検討していきたいと考えております。次に「(4)幼稚園園舎の模型において、幼稚園園舎2階から園庭へ長いスロープがつくられています。スロープの柱が園庭にあることで、園庭で遊ぶ園児が柱にぶつかり怪我をする危険性があり、安全面で心配です。幼稚園園庭にスロープとその柱はつくりなさないでください」。園庭の広さが十分に確保できない敷地であることから、園庭の機能を補完するため、バルコニーの活用を検討しております。上下階のつなぎ方については、園庭で活動する園児の安全性を勘案し、園庭に極力柱が出ないように配置や形状を検討いたしてまいります。次に5番、環境面において「(1)現在の校舎は沖縄の気候・風土・台風・雨季・夏の猛暑・日差しの強さなどを考慮したつくりではないと思われます。よって、体育館と幼稚園園舎では沖縄の気候・風土を考慮してください」。雨の吹き込み、結露、通風、採光など、沖縄の気

候・風土を考慮した施設整備を検討してまいります。次に「(2) 天窓があることで教室内が太陽の位置によりとても暑くなり、その時々で直射日光が当たらないように席の移動をしなくてはならないこともあります。したがって、天窓はつぐらないでください」。既設校舎の経験を踏まえ、幼稚園の保育室や児童クラブ舎の学習室においては、天窓は計画しておりません。幼稚園中央ロビーについては、明るさを確保するため、自然光を取り入れられるような検討を進めておりますが、柔らかな採光が得られる方法を検討いたしてまいります。次に「(3) トイレの床を雑巾などで清掃する乾式のトイレでは、清掃に時間がとられることが予想されます。現在のような水と除菌剤で迅速に洗う事ができる湿式のトイレにしてください」。城西小学校だけでなく全体的な課題と捉えておりますので、引き続き調査研究を進めるとともに、学校側との意見交換を重ねながら今後の方向性を模索していきたいと考えております。「(4) 幼稚園4歳児(年中クラス)はトイレの指導をしなければなりません。しかし、トイレが離れた場所にあると、園児への迅速な対応と指導が十分に行えなくなります。また、トイレ指導で教室を離れた際に他の園児にトラブルがあった場合、素早い対応ができないことが予想されます。よって、年中クラスの教室にはトイレを設置してください」。湿式・乾式トイレの課題と同様に、幼稚園の先生方との意見交換を行い、検討したいと考えております。「(5) 現在の校舎では、断熱材が使用されておらず、教室内、体育館内がかなり暑くなっています。特に園児は体力もなく、教室内の暑さで熱中症になる恐れがあります。したがって、断熱材を使用してください」。熱負荷等を検証し、適切な断熱効果が得られるよう検討いたしてまいります。「(6) 現在の校舎は、空気の流れが悪く、かなり暑いので、体育館・幼稚園園舎では空気の流れを考慮してください。特に、体育館においては壁の側面(4面のうち2面)が校舎に密着しており空気の流れが妨げられることが予想されます。このことも十分考慮し、空気の流れが良い涼しいつくりにしてください」。敷地上の制約等により新しい体育館は校舎に密着する配置を取らざるを得ませんが、体育館・幼稚園園舎ともに、可能な限り有効な通風、換気が確保できるようにいたします。次に「(7) 現在の校舎の床は黒いタイルで敷き詰められています。設計士の原広司氏は『私のタイルはいつも黒である。いつもどの建物でもやっているんです。どこでも。床というのは基本的に黒がいいんじゃないか。』とおっしゃっています。しかし黒タイルが敷き詰められた校舎内は暗く、児童の精神的環境としてよくないのではないかと心配しています。したがって、床も室内の色も黒や灰色が支配的にならないような明るい色彩にしてください。特に、幼稚園園児が使用する園舎は明るい色彩・配色の園舎にしてください」。建物全体として暗い印象とならないような色彩計画を検討してまいります。次に6番、「現在

の校舎が建築された当初から、様々な改善・改修を教育委員会へお願いしてきました。しかし、速やかな改善や修繕が行われたことはほとんどありません。教育委員会が行わないと回答した箇所はPTAがPTA予算で対応しているのが現状です。学校・PTAが改善・修繕が必要と判断した場合は速やかに調査し、改善・改修をしてください」。学校側から修繕要請があった場合は、速やかに調査を行い、改善策を検討いたしてまいります。次に7番、「長年、保護者や学校側から不満が出ている現校舎の設計士を随意契約に起用するということにはどうしても疑問が残ります。現校舎は、夏は暑く、台風や風が強い日などは外からの落ち葉や砂ぼこりが入り込みます。冬は半屋外といわれている校舎の大きく開いた開口部から雨風が入り込み、児童は寒さに震えながら授業を受けざるを得ない状況です。このことなどから、沖縄の気候・風土・歴史・伝統を熟知して設計されているとは考えられません。したがって、これからの校舎の改築・新築には、公明正大な総合評価方式における設計・施工を行うのはもちろんのこと、沖縄の気候・風土・歴史・伝統をよく知り、大切に、設計の段階で様々なことに配慮・対応できる県内の設計士を起用してください」。沖縄の気候・風土・歴史・伝統を考慮した設計が行われるように指導してまいります。次に8番、「もし以上の陳情が認められず、児童・園児の学校生活や学習活動において支障が出た場合には、その責任の所在を明確にして下さい」。児童・園児が安全に学校生活を過ごせるとともに、円滑に学習活動が行えるよう努めてまいりたいと思います。以上が請願等第1号の施設課の回答でございます。続きまして請願等第2号のご説明をしたいと思います。請願等第2号につきましては、「那覇市立城西小学校不適箇所の改善・改修に関する陳情」という事で、12項目がございます。順序よくお答えしたいと思います。1番、「黒いタイルフローアと廊下は暗く滑りやすいので、明るい色の防滑シートを敷いて下さい」。現在の城西小学校は、ほとんどが黒のタイルの廊下道の床でございます。全部を防滑シートでの改修は非常に難しい話と考えております。しかしながら現場調査をした結果、滑りやすい部分がありましたので、その部分につきましては学校側と調整のうえ施工する予定でございます。次に2番、「廊下に防滑シートを敷き、外と繋がる壁の隙間をふさいでください」。これは、東側、龍潭側の花ブロックの近くの隙間ですけれども、その隙間に対しては雨水が侵入してくることも確認できておりますので、対策を考えております。次に3番、「打ち雨の多い廊下（3年から4年に通じる廊下及び4年の廊下及び4年トイレの入り口）にひさしや雨よけを取り付けてください」。この現場調査を行った結果、陳情のとおり壁面から床のタイルのほうに水滴、雨水が落ちて、跳ね返るなど廊下を濡らす、滑りやすくする原因を作っております。その件につきましては、トイレも同様ですけれども、ひさしを取り付け

るなど対策を考えてまいります。次に4番、「花ブロックの壁から風雨が入り込まないようにしてください」。これは面積の関係上、1階と2階、これも龍潭側ですけれども、廊下側の一部、花ブロックがございます。そこから雨の侵入が確認できておりますので、面積等配慮しながら、ひさし等設けるなど対策を考えていきます。次に5番、「壁に大きな開口部が2カ所あるので、雨風が入り込まないようにしてください」。これも龍潭側、特別教室棟側の開口部で、現在PTAのほうで対策してございますけれども、台風時に故障する可能性もありますので、その件につきましては、施設課のほうでも今後計画を検討したいと思います。次6番、「教室中央の明かり取りの窓に紫外線防止の塗料及びシールを施してください」。現在、普通教室の天井のほうには、ガラスブロックの屋根がございまして、そこから入り込む日光により学習活動が阻害されているということで認識はしております。これにつきましても対策を講じてまいりたいと考えております。7番、「家庭科室の流し台やタイル及びテーブルを黒色から明るいものに取り替えてください」。これにつきましても現場を見た限り、備品である棚、調理台、それと施設であります床のほうは、やはり黒い色で施工されているというのを確認しております。一部床のほうも修理する必要がございますので、今後床のシートをまず先に明るい色に変えていく予定でございます。そうしながら、この部屋の雰囲気を見ながら考えてまいりたいと思います。次に8番、「低学年（1・2年）の中庭側廊下側にひさしを取り付けてください」。低学年は中庭がございすけれども、教室の横に廊下がありまして廊下に面している中庭がございす。確かに風の強い日は廊下に打ち雨等は考えられますので、そこにつきましても、ひさしなどの取り付けを検討したいと思っております。次に9番、「中庭の大木の剪定及び伐採をしてください」。これは同じく中庭にある植栽されている樹木があるのですが、一部剪定が終えている所もございす。しかしながら木の成長によって花壇が破壊されている所もございす。それにつきましても、今後修繕をしてみたいと思っております。次に10番、「特別教室側1階中央のシャッターを壁にし、開閉式のドアに取り替えてください」。これは先ほどの5番と同じ側、特別教室棟の龍潭側の1階のシャッターですけれども、そこには避難階段がございましてシャッターを撤去して壁にするわけには、避難上、問題がございすので、その件につきましては、雨、風が直接入り込まない様な計画を施したいと考えております。次に11番、「正門からの石畳の石と石の隙間を埋め、フラットにしてください」。これは龍潭側からの学校へのアプローチの仕上げが、琉球石灰岩の石敷きとなっておりますけれども、その目地と目地との間で2、3センチ段差ができています。それにつきましては、現在、車両も通ったりするため、目地の補修方法が非常に難しいものと考えております。

これは今後、検討してまいりたいと思っております。次に12番、「滑りやすく、傾斜のあるタイル廊下をすべりにくくなるような表面加工または防滑シートを施してください」。12番につきましては、タイル張りのスロープになっている箇所が3ヶ所ございます。そのタイルにつきましてはスロープが濡れると非常に危険な状態になりますので、これは早急に滑り止めシール等を張ることによって、滑り止め対策を施していきたいと考えております。以上でございます。

添石委員長　それではただいま説明いただきました請願等第1号及び請願等第2号につきまして、皆様のご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。まずは順序良く第1号からいきたいと思います。はい、饒波委員。

饒波委員　先ほど、陳情者にも確認したのですが、県内の設計士にしてくれと、それはできなくて今の設計士ですり合わせしてやっていくという回答でよろしいでしょうか。

眞喜屋課長　はい、現在の設計、実施設計の段階になりまして、今回の請願は非常に重く受け止めております。設計者にもそのことをきちっと伝えて、既設の校舎における不具合が生じないように今回の体育館、幼稚園の設計に活かしてまいりたいと考えております。

饒波委員　その場合、風のとおりが悪いとか、沖縄の気候・風土をよく知らないというようなご意見があったと思うのですが、それに対するこちらの回答では一応考慮するというので、3ページの5の(1)ですね。この場合、例えば、県内で良く知っている方とその設計士の会社とコラボするとか、そういうような事というのは、向こうに問うというようなことはありますでしょうか。要するに、県内の良く知っている方の意見も取り入れるような感じのというか、そういうのを向こうに聞いてみたことがありますか。

眞喜屋課長　それにつきましては、ございません。しかしながら我々、施設課の職員も建築士の資格を持った技術屋がほとんどですので、これまで学校建築で培ったものを最大限、活かしながら設計士と調整をしてみたいと思っております。

添石委員長　饒波委員、よろしいですか。

饒波委員　はい、

添石委員長　はい、神村委員。

神村委員　少し気になるのですが、幼稚園のこの4歳児のクラスでトイレの設置なんですけれども、これに関して現在の、今できあがった基本設計の中では、その4歳児のクラスの中にはないわけですね、それでこの陳情が出ているのですよね。

眞喜屋課長　基本設計が前年度終わっておりまして、その図面の中、保育室の中にはトイレはございません。今回の陳情、請願を受けて、今、こども政策課と調整をして幼稚園の主任の先生方に集まっていたいただいて問題があるかどうか、検討・調整をしているのが実情でございます。その結果を踏まえて設計に反映しております。その

中でも、幼稚園の先生方の意見としてはトイレに一番近い保育室を4歳児に持って来たほうが良いのではないかと。必ず教室の中にトイレを作らないといけないというようなお話は出ていなかったようです。しかしながら、これはもう少し詰めていって、きちっとした方針をこども政策課に出していただいて、それを図面に反映させるという段取りをしているところでございます。

神村委員

わかりました。ではもう一つよろしいですか。台風の後、教室にいろいろなものが吹き込んでくるということもありましたけれども、それに対しまして、どのくらい、どのように吹き込んでいるかというのを教育委員会が現場に行って写真を撮ってきちっと確認したこともございますか。

眞喜屋課長

したことが無いと思います。そういう写真の例が出てきませんので、今までのデータからですね。ただこの請願については、周りが公園に接しておりまして龍潭も含めまして、台風の時にはこの木々の葉っぱが入るということは容易に推測できるのではないかと考えております。ただ城西の場合には、吹き込んでくる風の流れを計算してやったということで設計者からは聞いてはいるのですが、ただ台風の時、今回の陳情にもございますように教室の中まで入って来るというのは考えられるということで施設課も認識しております。どの様な対策をするかということが今後の課題でございます。

神村委員

私達も現場を見ましたから、容易に想像はできるんですけども、大木になりましてこの周りがね、かなり空気の流れも変わっていると思うんですよ。そういう意味では、もう少しこの現場の様子を、きちんと設計者に、機会がありましたら、きちんと見てもらって設計を考えていく必要があると思うんですね。

添石委員長

はい、喜久里委員。

喜久里委員

環境面の、3ページですが、現在の校舎では断熱材が使用されていないので使ってくださいという項目なんですけど、検討するという事で伺っているんですけど、他の学校でも断熱材を使わないのでしょうか。

眞喜屋課長

通常、最上階の場合には、これは他の学校でもよく使うのですが、断熱材をスラブの下端に入れて最上階については、それでコンクリートを打つというのが今の実情でございます。城西小の場合には天井もありますし勾配がついておりまして、天井高が通常の学校よりは非常に高い状況でありますので、普通教室の熱気のほうは、通常の学校の教室よりは良いのではないかとと思うのですが、ただ風の抜け方が問題でございます。今、学校と調整すると欄間、掃き出しの上がほとんど閉まった状態でありますので、その辺、学校側とも、暑いときには欄間を開けておくという形の指導をしたいと思います。それと今、普通教室については計画的にクーラーを取り付ける工事を那覇市内の小・中学校に進めている状況でございます。夏場の暑い時期には、今はキュービクルの工事が入ってしましまして一部クーラ



一のついていない教室もございますけれども、今後は早急に整備が図られるように暑さ対策として頑張っていきたいと思っております。

喜久里委員 よろしくお願ひいたします。

添石委員長 はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 先ほどの饒波委員の知念さんに対する質問で、要望を聞いてもらえるような設計士だというような印象がありますかというお答えに、最終的には自分が決めるとおっしゃっていたと、この辺の自分が決めるとその言い方の裏に、自分が自分の考えを決めるという事なのか、あるいは意見を聞いて、反映させた結果、自分でこれを決めると、非常に大事なところなんですよ。設計士の中にも自分の考えを押し付ける設計士とそれから要望を聞く設計士がいると聞いていますけれども、原設計士がどういう設計士かわかりませんが、今回についてはこれだけの要望がありますので、要望については、ちゃんとこれは総意であるという事でもって、判断をしていただいて決めていただきたいと、そういう要望があります。そこで今回の質問の中にも、いろんな要望がありますよね、この中で例えば教室のR状になっているもの、これは直線にしてくれとか、それから園庭にスロープで降りていく、そこに柱が建っている、これは危険だから直してくれとか、そういう要望があるんですけど、こう言った要望はこれまでに設計士さんのほうには伝えて、どんなやり取りをして感触としてはどうなんですか、こういう要望についてどういう受け止め方をしているのか。

眞喜屋課長 先ほどお話ししたことですが、今回の陳情については、非常に施設課のほうも重く見て受け止めておりまして、こういう陳情がありますということで設計者にもお伝えしてあります。幼稚園の保育室、それと2階から1階に至るスロープ、これは柱が邪魔になって危険だということで、その辺も含めて、今現在、幼稚園の先生方とも詰めている状況ですけれども、設計者のほうから、何案か新たな案が今出てきております。R状を直線にした図面も、一応、案として出てきておりますので、そういう内容が伝わっているという結果だと思っておりますので、今後その辺の我々、施設課としましては精査をして反映できるような形で進めてまいりたいと思っております。

渡慶次教育長 こういうような形で、皆さん方の総意でこういう要望があるという事は伝えて、それから、これはできるものはできるもの、できないものはできないものと施設課としてもちゃんと持っていると思うのですが、乾式とか湿式とか非常に意見が分かれるようなものがありますよね。通常、今後は乾式のほうにという流れがあるという話は聞いてはいますけれども、ただ湿式にしてくれと、こういう要望があった時に、その辺は話し合いの中でどっちが良いかということは、それは設計士とか別に、今度は使う側とそれを話し合うなど充分、意見の調整をしながら前

に進めていかないと、これまた設計士に伝えないといけないですよ。設計士に伝えるということと、保護者と先生方と貴方方が話をする部分と別個にあるはずなので、この辺は十分に調整をしていかなければいけないと思います。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

3ページの幼稚園のスロープの件ですけれども、幼稚園園舎の2階から園庭へ長いスロープが作られているとあります。今、スロープというのは新しい園舎においては作るのが増えていきますでしょう、つまり車椅子でもできるとかで、学校でも障がいを持ったお子さんが入園する時なんか、その子のためにこのスロープを作るといえることが増えていきますよね、良い傾向だと思うのですが、この園舎の2階から園庭にということは、どういう意図でスロープがあるか、というのを伺いたいのですが。

眞喜屋課長

これは避難階段、階段とイメージされたほうが良いと思うんです。それに一部スロープが付いたもの。それがこの園庭に突き出してきたという事です。

神村委員

避難なんですね。わかりました。では、これは柱を作らない、園庭に出ないような形でと先ほどおっしゃっていましたが、設計者もそういうふうを考えていて、委員会もそのように考えていらっしゃるのですか。

眞喜屋課長

はい、ご説明したように、この陳情というのは非常に重く受け止めて設計者にも伝えております。今、スロープになるというお話ではなくて、これから、こういう園児にとって危険だということで、その後に案が出てきておりますので、こういうスロープにならない、園庭に突き出した形の避難階段が収まる形で今図面も上がってきております。これを受けてですね。その辺でまた我々としては、使う側のこども政策課、幼稚園の先生方とも、これでどうかと意見を交換しながら最終決定に向けて進めていきたいと思っております。

神村委員

わかりました。避難かどうか、障がい者のためのものか聞いたかったんです。とても気になったのが、幼稚園の子供達の発達段階からしてスロープというのが避難にとって、階段とスロープはどちらが避難の時に安全であるかということを検討して頂きたい。傾斜の問題もありますよねスロープは、車椅子を使ったときに滑ったとか聞いたことがあってスロープの傾斜というのが心配ではありますね。

添石委員長

はい、喜久里委員。

喜久里委員

障がいを持っている子、2階から園庭に、2階からと書いてあるので校舎の構成がわからないのですが、1階、2階、両方とも幼稚園は校舎があるのでしょうか。

眞喜屋課長

1階に、玄関、事務室、保育室がございまして、2階のほうに遊戯室。

喜久里委員

遊戯室に行く時、現校舎では給食用のエレベーターがあって、車椅子の子も登れるような、多く使わせてもらうようだったと思うのですが、園舎の場合は車椅子の子が入園するのは当たり前になってきていますが、2階に上がる手はずはどう

いうふうになっているのでしょうか。

眞喜屋課長  
喜久里委員  
添石委員長  
饒波委員

エレベーターの設置を予定しております。  
幼稚園の方ですね。はい、ありがとうございました。  
はい、饒波委員。

話が大変もどかしい感じがするのですが、それは何故かというやはりもう一人の原さん側の人達が全然いないということがあると思うのですが、もしできるのであればお呼びしてというのは、委員会としては可能ですか。今、勿論、施設課の方々がお互いに話し合っただけというふうにしてしまうと、何回も聞いて、それは信じてやぶさかではないのですが、やはり議事録にその人の言葉を残してというのがいいのかなという様な感じはありますけれども、可能かどうか。

眞喜屋課長

今現在、現場のほう仮設園舎等、始まっておりまして、原先生の所の管理も始まっておりますので機会がございましたら、原先生に直接、会議の中にも出席して頂いて、そういう機会を設けるのも可能と考えております。

饒波委員

芸術家としての美を追求する価値観というのは、プールサイドからの写真を見て非常に綺麗だなと思って素晴らしい学校だなと思います。それは尊敬するのですが、我々の求めていることはこれと少し違って、そういうところを、一回確認しておきたいなと思います。

眞喜屋課長

原氏も何回か来られますので、その機会を作ってそういう話し合う場をこちらの方で設けるのは可能かと思います。

添石委員長

ほかはいかがでしょうか。2号のほうもありますので。もしよろしければ1号のほうはここで止めさせてもらって、もしあとでまた採択等々、決議とる段階で1号に関しても確認したいことがありましたら発言をお願いします。それでは請願等第2号について、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員

2号に対して確認したいのは、陳情書には建築家の作品ですから手が付けられないというようなことが書いてあったんですが、それは無いということによろしいですね。

眞喜屋課長

今まで対応が遅れたということは事実ということで、我々も認識しております。今後は迅速にそういう改修、改善を行えるように、こちらのほうも頑張っていきたいと思います。

饒波委員

行えるという事ですか。

眞喜屋課長

行えるということです。

添石委員長

ほかいかがですか、はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長

11番の石畳の石、この石畳というのは金城町の石畳のような由緒ある歴史的な価値のある石畳なのか、昔からあるのか。

眞喜屋課長 文化財的な価値は一切ございません。改築時の外溝工事で整備を行ったものでございます。

渡慶次教育長 そうであれば、非常に歩きづらいとかであれば、残す必要があるのか、ないのか、そういったことを考えた時にフラットにしたほうが良いという事についてどうなんでしょうね。この石畳にこだわるという様なものについて、この辺は難しいのかな。

眞喜屋課長 今の時代には合わないのですが、裸足とか、子供達の運動靴であれば問題はないとは思いますが、一部この段差が2、3センチということで大きい所がありまして、躓いたり、あとハイヒールの足元がつまったり、そういうことが充分考えられます。イメージとしては昔の石畳をイメージさせるような形で、非常に見た感じは風情があるのですが、実際歩くと陳情等の内容とおりです。先ほどお話ししたように毎日、給食室の運搬車だとか、学校の車、車と子供達と一緒に上がる所で、非常に工事が難しいと、どういう具合に目地を埋めようかと、石を取ることに対しては大工事になると、通行止めなどから非常に難しい所でございます。因みに裏側の守礼の門からの石畳については歩行者がほとんどですので目地を埋められた状態ですけれども、この龍潭側からの所が非常に難しいというのが実情です。

添石委員長 はい、神村委員。

神村委員 今の場所ですけれども、例えば朝は子供達を中心になると思うのですが、車の往来があった時のことを考えると歩道、つまり歩行者専用の道路を併置、一緒にしながらというのは考えられませんか、あの広さでは。どうでしょうか。

眞喜屋課長 今おっしゃられたように、この歩行者が歩きやすいような所を決めてやるのも一つの手だとは思いますが。実際、幼稚園側、守礼の門側からのアプローチについては一部コンクリートで石畳の上を施工した、これは何時やられたかは定かではないんですけれども、コンクリートになっている場所もございますので、その辺は委員がおっしゃったように、一部、歩行者が歩くところは平坦にということも選択肢の一つだと思われまして。

添石委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 意見ですけれど、先ほど、陳情者が全部やってくれというふうにおっしゃんですが、今、お話をいろいろしてみて、できるものとできないもの、後は城西小学校だけの問題ではないもの、いろいろとあるようなので、この中でもやっぱり濃淡があるような、そういう印象を受けました。

添石委員長 ほか、よろしいですか。それではこの後、二つの請願等に関しまして、取扱いに関して審議を諮っていきたいと思いますけれども、その前に私のほうから、是非、饒波委員からもお話ありましたけれども、要望の中に県内の有識者、設計士と議

論をしてほしいとありましたが、それは明確に教育委員会の中における資格者、有資格者等でしっかり対応していくということですので、それに関してはしっかりと責任をもって毅然と原先生と対応して頂きたい。後は、饒波委員からの要請でもありました原先生のやはり直接の声を我々のほうも聞かせていただきたいので、是非、その場を設けて頂きたい。後は、このあとご説明があると思うのですが、明確な答えが少なく、今後検討していきますというのが、かなり多いものですから、先ほどのこれまでの不安という中にも、やはり要請がしっかりと対応されていなかったという過去の経緯もありますので、これはしっかりと議事録に残して頂いて、明確に今後検討していくという事を、記録として残してその後の様な検討を進めているかということは、是非、報告をお願いしたいと思います。今、話し合ったことを踏まえまして、この二つの請願等に関して取り扱いを進めてまいりたいと思います。この陳情の取り扱いに関しまして、この後、採決をしていきますけれど、採決の方法には、採択、一部採択、趣旨採択、不採択、そしてまた継続審議という取り扱いがあります。ですので、まずこの区分につきまして、今一度、委員の先生方にも整理して頂きたいので、まず事務局のほうからこの取り扱いに関する説明を今一度お願いいたします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長

それでは採決にあたって、請願等の採択ですけれども種類としては5種類ございます。まず、採択、一部採択、趣旨採択、不採択、後は採択ではないのですが継続審議というような状況でございます。採択でございますけれども趣旨が妥当で要望事項については実現の見込みがあると認められるもの、これは採択です。それから一部採択、趣旨が妥当だと認められる請願等の中に複数の要望事項があり審議の結果、その一部については採択することが認められるものが一部採択です。趣旨採択、要望事項については採択することが困難だが趣旨については妥当だと認められるもの、これが趣旨採択になります。それから不採択、要望事項が権限外の事項であるもの、実現の見込みが極めて困難と認められるもの、又は、採択することが不相当と認められるもの。これが不採択になります。これ以外に継続審議といたしまして結論を得るには継続して、なお内容を調査、検討する必要があるという状況を認めたものにつきましては継続審議というような状況になります。以上でございます。

添石委員長

私のほうからも整理しますけれども、採択は、現実可能であるという判断で全て採択する。不採択に関しては、全て実現が不可能だということで全てに関して不採択をしていく。一部採択に関しては、個別に、これは採択する、これは採択しない、明確に決めていくものが一部採択。趣旨採択に関しては、今、先ほど話がありました明確にこれはできるものと、但し、要請とおり全て100%実現するというこの話ではないのですが、前向きにしっかりと検討しながら、順次解決に

近づく様な方法検討していきます、というのが趣旨裁決ですね。継続審議は、この場では答えが出せないで引き続き、次回審議を重ねていくという様な内容になってまいります。この後、採決してまいりますので今の説明の中で、まだ確認できないことがありましたら、是非、ご確認、質問等お願いします。よろしいですか。

全 員 はい。

添石委員長 それでは請願等の説明、確認が終わりました。今、採決の方法と継続審議を含めて五つの選択を皆さんにご説明させていただきました。取り扱いに関して、もし何か皆さん発言がありましたら、どういうふうに進めてまいりましょうか。

渡慶次教育長 ちょっといいですか。

添石委員長 はい、教育長。

渡慶次教育長 どんな形で採決をしていくのか。

添石委員長 この場で方法としては、是非、委員の先生方、どなたかからこういう方法でいきたいけれど、どうかという事で、少し議論をしてもらって、もしその場で皆さんが一致するようでしたらその方向性に向かいたいと思いますし、意見が割れる等々、発言が無い場合は挙手で、各自で選択して頂いて賛成多数で決めていくという流れになります。はい、教育長。

渡慶次教育長 陳情、要望をやっていく中で、確かにこれは難しいだろうなという様なものもありますので、全部採択という事はちょっと難しいだろうなと。この場に及んで継続という事もあり得ない。やはりこういう議論をしていますから。全部採択はちょっと難しい、継続審議はちょっと無いと、そうなると一部採択か趣旨採択か。一部採択、採択できるものはこの中に当然ありますよね。一部採択となると、これは採択しないというふうなものも出てきますので、ただこれは採択しないというものの中にも、細かく見てみますとこれはできそうだなというものもあるのにこれは採択しないという方向に行くと、できそうなものも死んでしまうと。今回、パッと読んで見ると、非常にこれは当然やったほうが良い、これはできるんじゃないか、そう言った色が違うけれども、やっぱりこういうものについては議論して検討していつてもらいたいというものもありますので、趣旨として非常にこれ我々として受け入れたいと、ただできるもの、できないものについては話をしながら、これは仕分けをしていくという事ですので一部採択、不採択という様な色分けはちょっと難しいかなと。私としては趣旨採択という事で、できるもの、それからできそうなものについては努力していくと、できそうなもの、できそうでは無いものについても、これは話をしながら整理していくという様な形のほうが良いのかなという感じがします。

添石委員長 今、渡慶次教育長から趣旨採択の意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

はい、饒波委員。

饒波委員

私は、陳情1、2を分けるべきかと思います。例えば陳情1の場合は先ほど、原氏を呼んで話を聞くというのがありましたので継続審議かなと思ったんです。それで陳情2に関しては教育長がおっしゃるように趣旨採択、或はひさしをつけるなど一部はすぐできるわけですから一部採択でもいいのかなという感じはありました。

添石委員長

饒波委員からは1号に関しては継続審議、2号に関しては趣旨採択、という選択です。はい、神村委員。

神村委員

私は、委員会のこの細かい回答に、頑張れとエールを送りたい気持ちで委員会のこの対応について聞きました。施設課の対応についてですね。今まで何も対応してこなかったという陳述もありましたので、PTA予算でそれを全部こうやってきたという事は、このPTAの力が大きいからできたんだと思うんですね、もしこれが仮にPTAの力が弱いというとおかしいですけども、そういう所が学校の改築までPTA予算で賄われたら、これは良くない傾向ではないかと思うんですね。でも委員会も苦しかったと思うので、そういう狭間に立って、今こういうふうに出して検討していきますと、この土俵に上がったという事は相当な決心があると思うんですね。ですから委員会のこれからのことも努力もそれから期待も含めて、沢山の項目は引き続き検討していきますとか、細かい回答はきちんとした回答は今できなくても、これから検討しますという姿勢を、とても大事にしたいと思いますし、エールも送りたいと思います。私はその意味で趣旨採択が良いのかなと考えました。

添石委員長

はい、喜久里委員。

喜久里委員

一部採択は先ほど、教育長が言われたとおりに、一度できないと分けたものは手をつけられないのでしたら、ここからも可能性をもって神村委員と一緒に、常にとともにいくという姿勢で、私もエールを送って趣旨採択、そうだとしたら趣旨採択でやれることはやっていくという姿勢で望んでいただけたらと思うのですが、ただ饒波委員の言われたように、陳情1と2に分けるとするのは、今すぐ、こう自分の中に結論がでないものですから、皆さんの意見をもう少し聞きたいと思います。全体としてはできることはできる、今検討しているけど、できるように持って行きたいという意味で言えば可能性がある趣旨採択だと思います。

添石委員長

饒波委員の先ほどの発言は、原先生も一度来て頂く機会を設けてと。

饒波委員

設けるのであればそこまで待ってもいいのかなという、しかし実現できないのであれば、また考える。

添石委員長

はい、教育長。

渡慶次教育長

饒波委員の先生の話聞いてからということ、私もわかるのですが、これは教育

委員会の方針としてどうかと、原先生がいてもいなくても教育委員会の方向としてはこうなんだよと、原先生が例えば私のやりたいことはやりますというようなことをおっしゃるのであっても、教育委員会としては、やっぱり要望を聞いていただきたいということで、原先生と闘うという訳ではないんですけど、教育委員会としての方針としてはこうだという事で、今この場でね、方針を明らかにしたほうが原先生に聞くまでもなく、こういう方向を示したほうが良いのではないのかなと感じはします。

添石委員長

いかがですか。

饒波委員

確かに我々の方針というのは、ある程度固まっているという事ですね。

添石委員長

はい、今おおむね趣旨採択のほうに流れているようですが、私の方からも繰り返しになるのですが、この趣旨採択で是非うやむやにならないように、決めるものは決めるんだけど検討しますというのが何かいつの間にか消えてしまつてということに、是非ならないようにそれは引き続き我々もここで、もし趣旨採択を採択という事であれば、原先生との話も勿論しっかりと責任をもって進めていくということで進行していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

饒波委員

ただ、原先生との対話に関しては、勉強会とか、議事録に残らないものではなくて、なるべく残るような形で呼んでいただきたいというふうに考えております。

添石委員長

はい、伊良皆部長。

伊良皆部長

今現在、原先生のほうのご意見という様な事も意見としてございますけれども、東京のほうにいらっしゃるという事もありまして、あちこち地方に出かけているということもあるわけですが、ただしかしながら、現在、原先生のところに働いている職員が実施設計を携わっている状況もありますし、今こう言った要望等の中身については、しっかりとその情報についてはご本人に伝わっていると思われまます。先ほどもご説明の中でありましたとおり幼稚園のR状の部分についても直線状の案とか、いろんな案が提供されているということがありますので、その意味においては、こちらの情報についてはすべて行っているというふうなことはあるかとは思いますが。

添石委員長

饒波委員はじめ我々の趣旨としては、今回陳情して頂いた皆さんの声を、しっかりと尊重して頂いているという、何らかの直接の声ないし、その様な形に見えるものがほしいということだと思いますので、是非その辺を事務局のほうで、示して頂きたいと思うのですがよろしいでしょうか。

渡慶次教育長

ここに来て頂いて問い詰めようとか、そういうことでは無くて、やはり我々が確認をして、ここまでこういう保護者とかも含めて積み上げてきました。それを実際の設計をする人がここに来て確認をしたいなという、ただそれだけですので、別に問い詰めようとかそういったことはないのです。



添石委員長　　今の我々の趣旨だけをくみ取っていただいて、必ずここに来ることを条件にするとかではなくて、尊重しているんだということを、何らかの私達にしっかりと残るような形をとっていただきたいと思います。それでは今、渡慶次教育長からもあと皆様の声からもありましたが、まず請願等第1号につきまして、趣旨採択としてよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

添石委員長　　それでは請願等第1号につきましては、趣旨採択として採決させていただきます。続いて請願等第2号についても、これも同様に趣旨採択として採決させていただきます。よろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

添石委員長　　それでは本件、請願等第1号及び第2号に関しましては趣旨採択として、この場で採決させていただきますので引き続き報告のほうは我々にしていただきたいと思います。それでは請願等第1号、請願等第2号については、以上を持ちまして審議を終了いたします。

添石委員長　　少し時間を要しましたがけれども、まだ議案が残っていますのでご協力をお願いいたします。続きまして議案第16号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」の説明をお願いいたします。

伊良皆部長　　提案理由説明

山内課長　　資料説明

伊禮主査　　資料説明

添石委員長　　それでは今、ご説明いただきました。ご意見、ご質問がありましたらよろしく発言をお願いします。はい神村委員。

神村委員　　この事務事業点検評価を外部評価委員の皆さんにやっていただく、答申するわけですけれども、その時にはこのシートのみで判断をしていただきますか、それとも他にももちろん事業説明はしていると思いますけれども、何を基準に外部評価委員はその評価をしていくか、ということを少し教えて頂きたいと思います。

山内課長　　これとともに、各課が事業に対して説明の資料を準備しております。そして評価委員も、事前にこれを読んでいますので、自分が聞きたいこととか、こういう資料を準備してほしいというのを前もって主管課に伝えて、そこでヒアリングをすることになります。

神村委員　　はい、ありがとうございます。

添石委員長　　ほかいかがですか。はい、喜久里委員。

喜久里委員　　基本的なことで、この左側のシートの見方ですけど、事業コストの人工数というのは、これは1に近いほうが良いんでしょうか、それともどういうふうに見たらいいのか、教えて頂きますか。

山内課長 人工数ですね、これは1に近いというよりもゼロに近いほうが良いという事です。少ない人数でこれだけの効果を上げているということ、1人の人間がこの事業にかかりっきりということになると1になる訳です、この方が1年間この仕事ばかりやっているということになると、これは効率性が悪いのですので、これが低いほど効率性が良いという事になります。

喜久里委員 はい、ありがとうございました。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 3ページ的那覇市ブックスタート事業で、右側のページの効率性で業務委託業として174万9千円です、というふうに書かれていますが、この業務委託料というのは、絵本の購入代とは全く別で人件費になるのでしょうか。教えてください。

山内課長 これは絵本の購入と、あと委託料というのは、実際、検診に来る赤ちゃん、お母さんを対象に読み聞かせをしてあげるわけです。そのこと自体、事業を委託しているということで一番上の右側に書いてありますが、沖縄県子どもの本研究会というところに、読み聞かせ等、事業を委託しているということで、業務委託料を計上したものでございます。

喜久里委員 検診の時の交通費とか謝礼とか、そういうのを全部含めてという事ですか。

山内課長 含めてという事で委託しているという事です。

喜久里委員 はい、わかりました。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 6、7ページで、今の喜久里委員の質問と少しかぶさるのですが、7ページの効率性の所で職員の人件費と書いてあるのですが、これは老朽校舎等の改築計画というのは、おそらく職員が市役所の方がやると思うのですが、その方々の人件費という事は、これは手当とかそういう意味でしょうか。普通の事業があつて特別この事業をやるので、それに対する手当とか。

山内課長 手当というよりも平均の人件費で1人当たりの人件費とかありまして平均ですね、平均の人件費ですね。

饒波委員 これをもらうのは職員の方ですよね。

山内課長 そうです。これをやったからこれをもらうのでは無くて、普段の業務の中でこの人が0.08位の業務量を占めていますよ、という事ですね。

饒波委員 はい、なるほどね。

伊良皆部長 3の効率性を点検評価するための情報という所がございませけれども、そちらのほうにC平均人件費というのがございませますが、これがいわゆる役所の一人当たりの年間人件費となります。この中で人工数というのがありましたけれど、この場合は6ページのほう0.08になっていますけれども掛けて45万4千640円が人件費、事業のコストとしてこれだけかかっていますよという様な意味合いです。

饒波委員 人件費に換算するところですよという事。このお金を誰かがもらうのではなくて、わかりました。

添石委員長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか、はい、喜久里委員。

喜久里委員 8ページのプラネタリウム番組開発等事業に関してですが、これはこのものをその状態でそのまま評価してもらおうということですか。どうしたらいいですか、という事では無くて、今このような状態ですという質問を評価委員の方に投げたという事で良いんですよね。確認ですが。

山内課長 これにつきましては、全事業もそうですけれども、平成25年度の事業でどれくらいの成果があったかという事について評価してもらおうという事で、一応事業としては25年度完了していると。継続で今年度も継続してやった事業がありますけれども、25年度単年について評価してもらおうという事になります。

喜久里委員 前回、館長さんがいらしてパンフレットやポストカードにしましたといろいろ改善を見せて頂いたのですが、これは26年度。評価委員に出すときに、この状態を出して現在努力していることもあると思うんですけど、そういう資料も出すのですか。

山内課長 プラネタリウムに関して言いますと、去年は公民館の全体の事業の中で牧志駅前ほしぞら公民館全体の事業の中でプラネタリウムが評価されたんです。そこで24年度についていろいろ評価が出て、引き続き今年度はプラネタリウムに特化して評価してみたいということで、評価委員会の方々がおっしゃって見に行かれました。ですから、24年度に指摘した例えば観覧者数が伸びているかとか、いろんなことをチェックする話になってくると思います。24年度と比較して25年度はどういう結果になったかとか、という話になってくると思います。

喜久里委員 前回努力してきているという話、25年度だから関係が無いのでしょうか。

山内課長 努力して24年度の成果がわかりまして、25年度、努力したと思いますので、その努力した部分を評価するということになるわけです。

喜久里委員 はい、わかりました。ちょっと変な質問でしたけど、どうしても読んでいると説明も伺ったばかりだったので、どういう状態でどういう資料を差し上げて評価してもらおうのかなと疑問だったものですから。

添石委員長 ほかよろしいですか。はい、神村委員。

神村委員 これは内部評価をそのまま外部評価委員のほうにということですよ。私達がどういう内容ですか、これはどうしてですか、と質問しても意味がないというとおかしいのですが、評価自体は変わらないんですよね。

山内課長 はい、そうです。

神村委員 わかりました。

添石委員長 ほかよろしいでしょうか。先ほどの、神村委員の質問と重なるのですが、場合に

よっては現場にまで行きたいとか、委員の方々からどういう資料がほしいという話があったかと思うのですが、場合によっては現場に行って実物を見るとかいうことは有り得るのですか。

山内課長 通常、ヒアリングという事なんですけれども、去年は実際、森の家みんなに評価委員も行って写真を撮ってきて、それを基に評価しております。

添石委員長 わかりました。はい、饒波委員。

饒波委員 外部委員の評価の対象ですね、例えば、この効率性を点検評価するための情報に対する評価というのはないのですか。例えば活動指標これはおかしいとか、成果指標もこれはおかしいとか、そこまではやらないのですか。

伊良皆部長 今、饒波委員がおっしゃるとおりです、主管課のほうからこの事業に対しての活動指標、あるいは成果指標等々の設定の仕方とちょっと視点が違うんじゃないかという意見は確かにございます。ただ実際に点検評価委員に提出する前に事務局のほうでも、総務課のほうでも確認をとりながら、その考え方をしっかり整理をしてあげていくわけでありますが、しかしながら、その点検評価委員会に差し上げる時点の中で委員の方々の視点というのが、こういう見方からした場合には、こういう指標というのはいちよとおかしいのではないかという議論はやっていきたいと思います。その時点で、またお互いから、課のほうとの意見交換しながら、どういうふうな形でやっていくんですねと、あるいはどういう形での考え方なんですねという事は確認をして議論はしていただくことになります。

添石委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 そういう議論は報告書で読めるんですね。

山内課長 報告書で読めます。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 はい、神村委員。

神村委員 こういう評価システムは、市のネットの中でアクセスできるのですか。

山内課長 最終的には、答申を受けて議会に報告いたします。それとともにホームページに掲載してことになります。

神村委員 広く市民が知る機会があるという事ですね。

山内課長 はい。

神村委員 わかりました。

伊良皆部長 補足ですけれどもホームページで点検評価のこの部分だけというかたちになります。

神村委員 例えば、いろんな事業がある中で市民が知らないという事もあって、これがアップされていたら、この事業もあるという知るきっかけにもなると思います。という意味で質問させていただきました。

添石委員長 よろしいでしょうか。それでは進行させてもらいたいと思います。それでは議案第16号の「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」は原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは本件は原案どおり決定いたしました。それでは続きまして報告1「平成26年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」の説明をお願いします。

伊良皆部長 報告理由説明

山内課長 資料説明

田盛主査 資料説明

添石委員長 それではよろしいでしょうか。ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。はい、饒波委員。

饒波委員 4ページの4番、「学校校舎等の改築及び耐震改修」の年度目標の中に「老朽校舎等の改築」という文言がありますけれど、これは前年度のマネジメントとは事業が違うのか、同じ事業ですか。

田盛主査 事業の内容としてはほぼ同じなんですけど、タイトルをより分かりやすくしようということで変更しました。

饒波委員 事業名ではないんですね。正式な事業名ではなく、このマネジメントのためのタイトルということでよろしいですか。はい、わかりました。

添石委員長 よろしいですか。

饒波委員 はい、結構です。

添石委員長 ほかはいかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 6ページの5番、「教育の情報化推進計画の策定」ということですが、前回、今年度の予算の査定の所でタブレット端末や電子黒板を学校に配るという事で査定内容がゼロ査定、この件に関してもう少し検討が必要だったと思いますけれども、こういう計画の策定を行うことによって、また新たに挑戦をすることができるのではないか、いろんなところに繋がることなので、これをあげてもらって良かったなという意見です。

添石委員長 はい、喜久里委員。

喜久里委員 16ページ、平成25年度のマネジメントシステムの実施結果についてなんですが、報告いただいたかもしれないのですが、改めて、未達成の4件は、現在また継続になっていたりするのでしょうか。教えて頂けますか。

田盛主査 16ページに載っていますように、未達成が4件ありました。この4件というのは今年度マネジメントとして実施する事業の中に含まれております。具体的には、まず4ページの生涯学習部長マネジメントの2番目「繁多川・若狭公民館への指

定管理者制度の導入」、それから2つ目が5ページ、学校教育部長マネジメントの3番目「就学援助に係る各種課題への対応」、それから3番目が7ページ、課長マネジメントの3番目「地域学校連携施設の自主運営組織の設置・運営の促進」、そして4番目が11ページ、同じく課長マネジメントですけれども、一番下の20番「子どもフェスタinなは」この4件が昨年度は年度目標未達成となっている事業です。

喜久里委員 ありがとうございます。

添石委員長 よろしいですか。

喜久里委員 「子どもフェスタinなは」は、昨年度も実施されたと思うのですが、どこが未達成だったのか教えて頂けますか。

田盛主査 この11ページの年度目標として、参加団体にアンケートを取りまして、その結果としてネットワークが広がったという団体数55%を目標とする、とありますが、昨年度はそれが達成されなかったということで、未達成となっております。

喜久里委員 わかりました。

添石委員長 ほかいかがですか。はい、饒波委員。

饒波委員 10ページの15番「学校給食調理業務委託事業」、これも新規ですか。

田盛主査 昨年度は、部長マネジメントとしてあがっていたのですが、区分を変更しまして今年度は課長マネジメントとしております。

添石委員長 はい、神村委員。

神村委員 例えば、いくつかの事業について今年は、部長マネジメントから課長マネジメントに変わったとかいうのはあるのですか。

田盛主査 今の「学校給食調理業務委託事業」の他にも変更したものが1件ございまして、6ページの学校教育部長マネジメントのほうですが、4番目「初任者・10年経験者・その他研修事業」。こちらは昨年度、マネジメントとしては新規で設定して、その時には教育長マネジメントだったのですが、今年度は部長マネジメントに変更しております。

神村委員 わかりました。

添石委員長 はい、喜久里委員。

喜久里委員 「子どもフェスタinなは」、55%の目標として何%だったのでしょうか。

田盛主査 昨年度は15%です。

喜久里委員 15%を、55%までアップするということを目指にするのですか。

田盛主査 昨年度の目標が55%で実績が15%だったわけですけれども、今年度も同じく、目標としては55%という形になります。

喜久里委員 かなり頑張ってやらないといけないですね。わかりました。

添石委員長 よろしいですか。私から1件だけですね、マネジメントシステムそのものの課題

とか、見直しとか、そういう作業とかは、どこかであるのでしょうか。

伊良皆部長 基本的には、このシステムを実施して不都合がある場合については、要綱において改善を図っていくという形になりますが、現在の所は、今のマネジメントシステム要綱、平成24年の3月30日の生涯学習部長決裁の要綱のとおり現在はやっていこうと考えております。もし何か改善する所がありましたら、それは随時、改善も可能であります。失礼しました。平成25年4月16日に一部改正をしております。

田盛主査 改正した内容としては、24年度から新しくマネジメントシステムを運用しまして、その過程で実際に各課がやりにくい部分があったとか、また総務課のほうで取りまとめる際に不具合が生じたりする部分が1年間を通してあったので、その課題を洗い出して、25年度の当初に、要綱の内容を変更したという、様式も含めてですね、改正しているという形です。

添石委員長 より良いものに、どんどん進化を重ねていってほしいと思います。それでは報告1「平成26年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」は、終了いたします。それでは報告2の「教育長が臨時代理したことについて」は人事に関する案件のため、非公開することが適当であると思われま。す。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項」により、会議の非公開について採決します。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは報告2「教育長が臨時代理したことについて」は、議決により非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長 ここで非公開を解かせていただきたいと思います。以上をもちまして平成26年度第6回教育委員会会議定例会を終了いたします。

#### 案件の審議結果

議案第14号	那覇市就学指導委員会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第15号	那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び解嘱について	原案どおり可決
請願等第1号	那覇市立城西小学校体育館・幼稚園園舎建替えに対する陳情について	趣旨採択
請願等第2号	那覇市立城西小学校不適箇所の改善・改修に関する陳情について	趣旨採択
議案第16号	那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について	原案どおり可決
報告2	教育長が臨時代理したことについて	承認